

1 計画策定の趣旨

近年の高度情報化や国際化の進展、規制緩和など消費者を取り巻く環境の変化によって、商品やサービスの選択幅が拡大し、欲しい商品やサービスをいつでも手に入れられるなど、私たち消費者は便利で快適な生活を享受しています。

一方で、消費者の生命・身体に関わる製品事故、食の安全と信頼に関する問題、高齢者を狙った悪質商法、多重債務者問題など、消費者の安全を脅かす問題が後を絶ちません。

さらに、地球温暖化や水質汚濁、ごみ処理などの環境問題は、日々の消費生活と密接な関係にあることから、私たち消費者には環境に配慮した消費行動が求められています。

このような状況の中、平成21年9月の消費者庁設置によって消費者行政の一元化が図られています。また、併せて施行された消費者安全法には消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援、及び市町村による消費生活センターの設置等が進展するなど、消費者行政全体の強化が図られています。

これらを踏まえ、県では、この度、群馬県消費生活条例(以下「消費生活条例」という。)に基づき、消費者、事業者及び消費者団体等の相互の連携と信頼の下に、今後の本県消費者行政を総合的・計画的に推進するため、中期的な視点に立つ基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、消費生活条例第8条の2の規定に基づくとともに、「消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)」を踏まえて、本県の消費者施策の方向性を定めます。

また、上位計画である、「はばたけ群馬プラン」(第14次群馬県総合計画)における生活分野の個別基本計画として位置付けます。

3 計画の期間

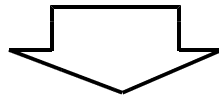
本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、社会経済環境の変化に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の基本理念と目的

消費生活条例第2条に規定する「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とし、【県民が安全で安心できる消費生活の実現】を目的とします。

基本理念	
消費者の権利の尊重	消費者の自立の支援
【消費者の6つの権利】 ①安全の確保 ②自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ③必要な情報の提供 ④学習・啓発の機会の提供 ⑤意見の消費者施策への反映 ⑥消費者被害の適切かつ迅速な救済	【自立支援のための3つの主旨】 ①自主的かつ合理的な行動 ②事業者による適正な事業活動の確保 ③消費者の年齢その他の特性への配慮



目的
県民が安全で安心できる消費生活の実現

本計画の目的である「県民が安全で安心できる消費生活の実現」に向けての達成度合いを評価するに当たり、以下の基本目標を設定します。

【基本目標】

目標項目	指標	現状	目標
消費者被害の根絶	消費者トラブルに遭った人の割合（消費生活に係る県民意識調査）	（平成23年度） 24.2%	（平成30年度） 10.0%
消費者トラブルの解決	県消費生活センター「あっせん解決率」	（平成24年度） 89.4%	（平成30年度） 95.0%
県民からの施策評価	「食品安全・消費者保護」施策満足度（広報課「県政県民意識アンケート」）	（平成25年度） 42.0%	（平成30年度） 60.0%